

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団評議員会会議規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「この法人」という。）の評議員会に関する事項について規定し、その適法かつ適切な運営を図ることを目的とする。

(評議員会の種類及び開催)

- 第2条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会とする。
- 2 定時評議員会は、事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要に応じ開催する。

(評議員会の構成)

第3条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

第2章 評議員会の招集

(招集者)

- 第4条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事がこれを招集することができる。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。
 - 4 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、東京地方裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

(招集通知)

第5条 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各評議員に対して通知を発しなければな

らない。

- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の規定に係らず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(招集の手続)

第6条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる事項が評議員会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
 - イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更
 - ホ 合併

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第4項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

第3章 評議員会の議事

(評議員会の議長)

第7条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選による。

(定足数)

第8条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議事項)

第9条 評議員会が決議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬等に関する規程
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令並びに定款に定める事項

- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載又は記録された事項以外については、決議することはできない。

(議案の提案権)

第10条 評議員が理事長に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の4週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

- 2 評議員は、個々の評議員会において、当該評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

(決議方法)

第11条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定款の定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第12条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすものとする。

(報告の省略)

第13条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会へ

の報告があったものとみなす。

(理事等の出席)

第14条 理事長及び常務理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、必要に応じて評議員会に出席し、意見を述べることができる。

3 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、その限りではない。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって議事録を作成し、議長のほか、出席した理事、評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 評議員会の事務局には、事務局長が当たる。

第6章 雑則

(改廃)

第17条 この規程の改廃は評議員会の決議による。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条の規定に基づき公益財団法人の設立の登記をした日から施行する。